



宮監公表第17号
令和4年3月30日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

河野 まつ子
荒木 敏太郎
森木 恒一郎

宮崎市
監査委員
監査之印

定期監査措置状況の公表について

令和3年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

1 監査の対象部課等
教育委員会

2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和3年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和3年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：教育委員会)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(企画総務課)</p> <p>①令和2年度の産業廃棄物収集運搬業務に係る契約事務について、単価契約(1kgあたり)であることから、予定価格は業務単価で設定すべきところ、総額で設定され比較できないものとなっていた。</p> <ul style="list-style-type: none">・宮崎市立大淀小学校外36校産業廃棄物収集運搬業務・宮崎市立宮崎小学校外34校産業廃棄物収集運搬業務 <p>(学校施設課)</p> <p>①行政財産の目的外使用許可について、次のような不備があった。</p> <p>ア 令和2年度の田野小学校の第1種電話柱及び支柱に係る使用料について、道路占用料条例により「算定した占用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。」と規定されているにもかかわらず、切り上げて徴収していた。</p> <ul style="list-style-type: none">・$(630\text{円} \times 1\text{本} + 63\text{円} \times 1\text{本}) \times 2/12\text{年} = 115.5\text{円}$ <p>【正】(端数を切り捨て) 115円 【誤】(端数を切り上げ) 116円</p> <p>イ 令和2年度の穆佐小学校の土地に係る使用料について、行政財産使用料条例により「算定した使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。」と規定されているにもかかわらず、切り上げて徴収していた。</p> <ul style="list-style-type: none">・評価額単価(m²当たり) $6,416\text{円} \times 37.5\text{m}^2 \times 5/100 \times 1/12\text{年} = 1002.5\text{円}$ <p>【正】(端数を切り捨て) 1,002円 【誤】(端数を切り上げ) 1,003円</p>	<p>①業務委託の契約事務について、単価契約である場合は、予定価格は業務単価で設定するよう改善する。執行伺書の予定価格の欄は、総額でなく業務単価を記載するよう課員に周知し、決裁時は複数人での確認を徹底する。</p> <p>①算定に使用していた算定表(課独自作成)の計算式が誤っていたために発生した不備であることから、今後は令和4年1月31日付宮管第445号総務部長通知のとおり、管財課作成の算定シート及びチェックリストを使用し、条例の定めに則った算定となっているか複数人での確認を徹底する。</p>

(生涯学習課)

①令和2年度の行政財産目的外使用許可に係る事務処理について、次のような不備があった。

ア 大淀川学習館のカプセル販売機に係る使用料について、延べ床面積は $2,720.04\text{ m}^2$ であるにもかかわらず、 $2,771.00\text{ m}^2$ で算定し徴収していた。

使用料 【正】2,670円 【誤】2,621円
差額 49円

【使用料計算式】

$$((\text{家屋評価額} \times 0.07) + (\text{土地評価額} \times \text{建築面積} \times 0.05)) \times 1.1 \times \text{カプセル販売機面積} \div \text{延べ床面積}$$

イ 宮崎科学技術館の売店ショーケースに係る使用料について、建築面積は $2,660.8\text{ m}^2$ であるにもかかわらず、 $2,668.8\text{ m}^2$ で算定し徴収していた。

使用料 【正】13,371円 【誤】13,379円
差額 8円

【使用料計算式】

$$((\text{家屋評価額} \times 0.07) + (\text{土地評価額} \times \text{建築面積} \times 0.05)) \times 1.1 \times \text{売店ショーケース面積} \div \text{延べ床面積}$$

②令和2年度及び令和3年度の自動販売機の電気使用料に係る調定について、次のような不備があった。

ア 令和3年9月分までの大淀川学習館（本館及び杉の家）に設置してある自動販売機（公益財団法人：3台）に係る電気料について、行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費徴収の取扱基準により、「電気使用料金は子メーターを設置し実費徴収とする」と規定しているにもかかわらず、指定管理者が毎月報告する電気料単価で計算し、基準に基づく算定方法で徴収していなかった。

公益財団法人電気使用料金

・令和2年度

【正】88,820円 【誤】112,999円
差額 24,179円

・令和3年度（4月～9月分）

【正】47,804円 【誤】58,252円
差額 10,448円

イ 令和3年9月分までの科学技術館に設置してある自動販売機（公益財団法人：2台、民間団体：1台）に係る電気料について、行政財産目的外使用許可に伴う光熱水費徴収の取扱基準により、「電気使用料金は子メーターを設置し実費徴収とする」と規定しているにもかかわらず、

指定管理者が毎月報告する電気料単価で計算し、

①ア 令和2年度までの算定では、課税台帳に基づき延床面積「 $2,771.00\text{ m}^2$ 」を使用していたが、令和3年度では公有財産台帳に基づき、延床面積「 $2,720.04\text{ m}^2$ 」を使用し、今後の算定も統一させ差額についての是正を行う。

イ 令和2年度まで算定の建築面積「 $2,668.8\text{ m}^2$ 」については根拠となる資料が確認されていなかったことから、根拠資料を明らかにし、「 $2,660.8\text{ m}^2$ 」と修正し、差額についての是正を行う。

②ア 令和3年度から算定様式が統一されたが、それを使用していなかったため、12月中に是正を行った。

イ 令和3年度から算定様式が統一されたが、それを使用していなかったため、12月中に是正を行った。

基準に基づく算定方法で徴収していなかった。

公益財団法人電気使用料金

・令和 2 年度

【正】64,332 円 【誤】87,983 円

差額 23,651 円

・令和 3 年度（4 月～9 月分）

【正】31,690 円 【誤】38,650 円

差額 6,960 円

民間団体電気使用料金

・令和 2 年度

【正】18,887 円 【誤】25,732 円

差額 6,845 円

・令和 3 年度（4 月～9 月分）

【正】10,154 円 【誤】12,362 円

差額 2,208 円

③令和 3 年度の青少年指導委員班長報酬（上半期 4 月～9 月）について、報酬に関する規定が無いにもかかわらず、月額 600 円を支給していた。

④令和 2 年度の「高木兼寛賞」審査委員会・表彰式謝金について、謝金に関する規定が無いにもかかわらず、1 回当たり 3,000 円を支給していた。

⑤令和 2 年度の広瀬地区青少年育成協議会運営費補助の精算について、財務規則において「目的完了後 7 日以内に精算書に関係書類を添えて精算しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算書は目的完了後 7 日以内に起票されているもの、令和 3 年 5 月 17 日に戻入していた。

精算書起票日：令和 3 年 4 月 6 日

戻入日：令和 3 年 5 月 17 日

⑥令和 2 年度「児童クラブ 3 か所障がい児童等受入れ分」及び令和 3 年度「児童クラブ 4 か所障がい児童等受入れ分」の児童クラブ運営業務委託（加配）について、受注者から提出された勤務簿において、労働時間が 6 時間を超えているにもかかわらず、休憩時間を付与していない事例に関し、是正の指導が不十分であり、改善されていなかった。

（保健給食課）

①令和 3 年度のオージオメーター校正点検に係る入札（見積）書について、契約金額及び 100 分の 10 に相当する額の記載をしていなかった。

③報酬に関する規定を作成中であり、令和 3 年度中に施行予定としている。

④謝金に関する規定を作成中であり、令和 3 年度中に施行予定としている。

⑤団体に対し、令和 3 年度の書類について、正確かつ期日までの提出を依頼した。

⑥令和 3 年 12 月初旬に委託先事業者の代表者に是正する必要がある旨を指導し、令和 3 年 12 月 25 日から勤務体制を見直すこととなった。令和 4 年 1 月末に報告がなされた際に勤務簿を確認し、令和 3 年 12 月 25 日以降、連続した勤務時間が 6 時間を超えておらず改善がなされたことについて確認した。

①記載内容・金額については複数人での確認を徹底する。

<p>②令和2年度の消耗品購入に係る執行伺書及び契約締結・支出負担行為書について、課長の専決であるにもかかわらず、課長の決裁がなかった。</p> <p>③令和2年度及び令和3年度の心の健康チェック事業ストレスチェックオプション利用料について、予定価格は見積書と比較できるよう1件当たりの単価で設定すべきところ、総額としていたため、比較できないものとなっていた。</p> <p>④令和2年度の宮崎市立教職員ストレスチェック面接指導料の契約事務に係る予定価格について、見積書と比較できるよう1件当たりの単価で設定すべきところ、総額としていたため、比較できないものとなっていた。</p> <p>⑤令和2年度及び令和3年度の宮崎市佐土原学校給食センター配電線電柱敷の支線に係る使用料について、公有財産規則第24条の2に基づく行政財産目的外使用料減免申請書の提出がないにもかかわらず、減免していた。</p> <p>⑥令和2年度の計量器定期検査業務（宮崎市北部C）について、次のような不備があった。</p> <p>ア 執行伺の予定価格について、見積書と比較できるよう1件当たりの単価で設定すべきところ、総額としていたため、比較できないものとなっていた。</p> <p>イ 見積書について、執行伺の決裁後に徴すべきところ、それ以前に提出を依頼していた。</p> <p>（執行伺書決裁日：令和2年5月15日 見積書提出依頼日：令和2年5月7日）</p>	<p>②会計課送付前に再度、押印状況の確認を行い再発防止に努める。</p> <p>③執行伺書の予定価格欄は総額ではなく1件当たりの単価を記載するよう課員に周知し、決裁時は複数人での確認を徹底する。</p> <p>④執行伺書の予定価格欄は総額ではなく1件当たりの単価を記載するよう課員に周知し、決裁時は複数人での確認を徹底する。</p> <p>⑤公有財産規則に基づき、使用料減免申請書の提出を求め、無い場合は減免を行わないように徹底する。</p> <p>⑥ア 執行伺書の予定価格欄は総額ではなく1件当たりの単価を記載するよう課員に周知し、決裁時は複数人での確認を徹底する。</p> <p>イ 見積書は執行伺決裁後に提出を依頼するよう課員に周知し、決裁時は複数人での確認を徹底する。</p>
<p>（文化財課）</p> <p>①令和2年度の月知梅定期診断・樹勢維持管理業務委託の仕様書記載の6つの業務のうち、「薬剤散布」・「摘果」・「公園内草刈」について、履行状況を確認できる資料がなかった。</p>	<p>①仕様書に記載されている業務内容について、報告書及び添付すべき写真等が必要十分な内容になっているかについて精査する。また、履行状況の確認ができるよう複数の職員により確認、検証を行う。</p> <p>①行政財産の目的外使用許可については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、「教育委員会の所管に属する学校そ</p>

許可書のなかにおいて、使用料の決定及び減免を行っている状況があった。
教育財産の管理において、使用料の徴収権、免除権は長の権限に属しているにもかかわらず、権限を持たない教育長名で使用料の決定及び減免を含む行政財産目的外使用許可書を発出している点については、是正が必要であると考える。

については、適正に事務が遂行できるよう、関係部局と調整を図りながら改善策について検討されたい。

の他の教育機関の用に供する財産の管理に関するこことを根拠に教育委員会の職務としている。

使用料の減免については、監査委員の意見のとおり、宮崎市長の権限に属する事務の補助執行規程により教育委員会事務局の職員が補助執行している。

また、宮崎市公有財産規則に規定する様式に関する要綱により、行政財産の目的外使用許可書は様式で定めているが、使用料減免の決定に関する様式はない。

以上のことから現在は使用許可と減免の決定を一体とした許可書を発行している。

今後、補助執行規程等や公有財産規則等の整理が必要あることと、整理に伴う他規則等への影響を精査する必要があることから、令和4年度を目指として、教育委員会各課、管財課等の関係部局と共に改善策を検討する。

令和4年3月2日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市教育委員会
教育長 西田 幸一郎

